平成２８年（フ）第５２３号
仙台市宮城野区白鳥１丁目34番16―203号
破産者　武田かおる
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
仙台市泉区館１丁目９番地の３、従前の住所仙台市泉区桂１丁目14番地の４　パークハウスフェリシアＥ304
破産者　土井　幸江
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
山形県長井市九野本2251番地６
破産者　佐野　幸雄
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３０７６号
大阪府枚方市池之宮１丁目16番７号
破産者　焼肉いしんこと　野本　博人
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０号
大阪府枚方市北片鉾町６番17号
破産者　藤岡　昭裕
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１号
兵庫県西宮市樋之池町２番24―303号、開始決定時神戸市北区筑紫が丘８丁目２番地の20
破産者　岩内　芳満
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４５号
大阪市平野区喜連西４丁目７番43号、住民票上の住所大阪市平野区平野西４丁目９番25号
破産者　田中　繁樹
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２９号
大阪市住之江区西住之江４丁目４番３号
破産者　中川　　元
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１０号
大阪市住吉区我孫子西２丁目８番22号　ワイエスハイツ302号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子西２丁目８番22号　星野ハイツ302号
破産者　長　　文麿
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２２号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目６番７号
破産者　浦田　　巖
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２３号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目６番７号
破産者　浦田久美子
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８６号
大阪市淀川区宮原４丁目４番１―507号
破産者　中野　仁志
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９９号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―1410号
破産者　秦京信こと　梁　　京信
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８１号
大阪府寝屋川市打上中町11番13―203号
破産者　上坂　弥生
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１８号
大阪府豊中市上新田３丁目１番２―107号
破産者　森下　紀春
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５８号
大阪市西成区天神ノ森２丁目４番７号、前住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番２―304号
破産者　佐々木　進
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５１号
京都府亀岡市東本梅町東大谷生子田12、住民票上の住所京都市西京区川島松ノ木本町５番地１　マンション山口　105
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１３号
神戸市兵庫区吉田町１―８―21　介護老人保健施設アネシス兵庫、住民票上の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の23　夢野団地４―503号
破産者　位上　一榮
成年後見人　小野田　綾
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部